（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	平成三十年九月三十日までの間	五一、八〇五人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八二三人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成三十年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五一、七九四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八二三人は、検察庁の職員の定員とする。

○外務省令第三号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

外務大臣　河野　太郎

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第十三条　国連政策課に、国連制裁室を置く。	**第十三条**　削除
2　国連制裁室は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一　国際連合安全保障理事会決議に基づく制裁措置の実施に関すること。	
二　国際連合安全保障理事会決議に基づく制裁措置に関する調査及び研究に関すること。	
三　前二号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。	
3　国連制裁室に、室長を置く。	
（サービス貿易室及び国際経済紛争処理室並びに企画官）	（サービス貿易室及び国際経済紛争処理室並びに企画官）
第三十六条　国際貿易課に、サービス貿易室及び国際経済紛争処理室並びに企画官一人を置く。	**第三十六条**　国際貿易課に、サービス貿易室及び国際経済紛争処理室並びに企画官二人を置く。

［2～6　略］

［2～6　同上］

備考　表中の「　」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○財務省令第十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一五、九七七人	
国税庁	五五、六七四人	
合計	七一、六五一人	

附　則

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成三十年九月三十日までの間においては、一六、〇〇五人とする。